岡薬剤発第３９５号
令和８年３月３１日

保　険　薬　局　　御中

一般社団法人岡山県薬剤師会　会長　伊達　元英

「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び
販売する薬局・店舗販売業の店舗について」の一部改正について

標記の件について、日本薬剤師会より下記のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

写

日薬業発第４９１号
令和８年３月３１日

都道府県薬剤師会担当役員　殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長　渡邊　大記

「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び
販売する薬局・店舗販売業の店舗について」の一部改正について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊薬の調剤（本通知において、オンライン診療の適切な実施に関する指針に基づく調剤をいう）・販売を行う薬剤師には、厚生労働省の報告用ウェブサイトを通じて申告を行うこととされておりますが、このたび、その申告先を変更する等として、通知の一部改正がなされ、令和８年４月１日から適用されますのでお知らせいたします。

具体的な変更点は、①調剤と販売の申告先（Forms）を別としたこと、②改正前通知発出後に運用変更があった点の反映、③改正前通知発出後一定期間のみの措置とされていた事項の削除、です。調剤・販売それぞれについて、すでに厚生労働省へ申告済みの薬剤師におかれては、本通知発出時点で行うべきことは特にありません。申告内容を修正したい場合やこれから申告を行う場合は、改正後通知に則り、新しい申告先に申告するようご対応ください。

貴会会員等へのご周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

＜別添＞

・「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について」の一部改正について（令和８年３月 31 日．厚生労働省医薬局総務課・同医薬品審査管理課事務連絡）※医薬総発 0331 第２号、医薬薬審発 0331 第４号

事　務　連　絡
令和８年３月 31 日

（別記）　殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 総 務 課
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び
販売する薬局・店舗販売業の店舗について」の一部改正について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛てに通知しましたので、貴会会員に対し周知いただきますようよろしくお願いいたします。

（別記）

公益社団法人日本薬剤師会　会長

一般社団法人日本保険薬局協会　会長

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会　会長

公益社団法人日本医師会　会長

公益社団法人日本産婦人科医会　会長

公益社団法人日本産科婦人科学会　理事長

公益社団法人日本小児科医会　会長

公益社団法人日本小児科学会　会長

公益社団法人日本助産師会　会長

公益財団法人日本薬剤師研修センター　理事長

写

医薬総発 0331 第２号
医薬薬審発 0331 第４号
令和８年３月 31 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬局総務課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（　公　印　省　略　）

「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び
販売する薬局・店舗販売業の店舗について」の一部改正について

緊急避妊薬の調剤・販売に係る薬剤師の研修及び薬局・店舗販売業の店舗に求められる要件等については、「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について」（令和７年９月 18 日付け医薬総発 0918 第２号／医薬薬審発 0918 第３号。以下「二課長通知」という。）によりお示ししてきたところです。

緊急避妊薬の調剤・販売を希望する薬剤師については、厚生労働省の報告用ウェブサイトを通じて申告することとしているところ、報告用ウェブサイトを変更すること等について、二課長通知を別添のとおり改め、令和８年４月１日から適用することといたしますので、御承知の上、貴管下関係事業者、関係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本件については、要指導医薬品たる緊急避妊薬を製造販売しようとする製造販売業者、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本産婦人科医会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益社団法人日本小児科医会、公益社団法人日本小児科学会、公益社団法人日本助産師会及び公益財団法人日本薬剤師研修センター宛にも通知することを申し添えます。

（別添）

新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正前	改正後
１　（略） （１）　（略） （２）本研修を修了し、緊急避妊薬のオンライン診療に伴う調剤（以下単に「調剤」という。）及び要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売（以下単に「販売」という。）を希望する薬剤師については、薬局の管理者（店舗販売業の店舗の場合は店舗管理者）の許可を得た上で、報告用ウェブサイト（https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHImkUmY-IdwQvXJs2-zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTEFCRFVKM1M4SllCOEtNQ0lRV0xMViQlQCN0PWcu）を介して、厚生労働省へその旨及びその他必要な情報を申告することとするほか、所属等の変更の際も同様の対応を行うこと。 （３）本通知発出前に公表通知に掲載されていた薬剤師であって、引き続き調剤のみを希望する場合は、改めて、１．（１）の研修を修了する必要はないが、１．（２）の申告は行うこと。この際、備考に「公表通知に掲載済み」と記載すること。同様に、「緊急避妊薬のスイッチOTC化に	１　（略） （１）　（略） （２）本研修を修了し、緊急避妊薬のオンライン診療に伴う調剤（以下単に「調剤」という。）及び要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売（以下単に「販売」という。）を希望する薬剤師については、薬局の管理者（店舗販売業の店舗の場合は店舗管理者）の許可を得た上で、報告用ウェブサイトを介して、厚生労働省へその旨及びその他必要な情報を申告することとするほか、所属等の変更の際も同様の対応を行うこと。 （報告先） 調剤：https://forms.office.com/r/ULzXP56Fgh 販売：https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHImkUmY-IdwQvXJs2-zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTEFCRFVKM1M4SllCOEtNQ0lRV0xMViQlQCN0PWcu （３）「緊急避妊薬のスイッチOTC化に係る環境整備のための調査事業」の研究計画第Ⅱ期（令和６年９月25日以降）へ協力し、販売に携わっていた薬剤師が、引き続き調剤及び販売を希望する場合は、改めて、１．（１）の研修を修了する必要はないが、１．（２）の申告は行うこと。こ

係る環境整備のための調査事業」の研究計画第Ⅱ期（令和６年９月 25 日以降）へ協力し、販売に携わっていた薬剤師が、引き続き調剤及び販売を希望する場合も、改めて、１.（１）の研修を修了する必要はないが、１.（２）の申告は行うこと。この際、備考に「調査事業へ協力」と記載すること。	の際、研修修了番号には別途通知された番号を記載すること。
（４）厚生労働省は、１.（２）の申告内容を踏まえ、患者・需要者が緊急避妊薬の調剤及び販売を受ける薬局・店舗販売業の店舗を選択するに当たって必要な情報を厚生労働省のホームページにおいて公表する。 （掲載先） 厚生労働省ホームページ「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく薬局における調剤」及び「薬局・店舗販売業の店舗における緊急避妊薬の販売」について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html	（４）厚生労働省は、１.（２）の申告内容を踏まえ、患者・需要者が緊急避妊薬の調剤及び販売を受ける薬局・店舗販売業の店舗を選択するに当たって必要な情報を厚生労働省のホームページにおいて公表する。 （掲載先） 厚生労働省ホームページ「緊急避妊薬の調剤・販売について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html
２　（略）	２　（略）
３　（略） （１）～（４）　（略） （５）性交同意年齢（16 歳）未満の者及び短期間で繰り返し購入を行う者（目安としては３か月に２回以上）については、避妊指導等の観点から産婦人科や小児科へ受診勧奨を行うとともに、18 歳未満の者であって虐待が疑われる場合には児童相談所へ通報を行うこと。	３　（略） （１）～（４）　（略） （５）性交同意年齢（16 歳）未満の者及び短期間で繰り返し購入を行う者（目安としては３か月に２回以上）については、避妊指導等の観点から産婦人科や小児科へ受診勧奨を行うとともに、18 歳未満の者であって虐待が疑われる場合には児童相談所へ通告を行うこと。

（６）・（７）　（略）	（６）・（７）　（略）
４　（略）	４　（略）
（１）～（５）　（略）	（１）～（５）　（略）
（６）本通知発出以降公表通知廃止までの間も、公表通知の１（１）及び２（３）により提出することとなっている情報については、本通知１．（２）により研修修了薬剤師から直接申告を行うこと。	（６）　（削除）
（７）本通知発出時点において、研修通知の２に基づく研修を令和７年 11 月以降に予定している都道府県薬剤師会においては、その旨を令和７年 10 月 31 日までに ISESOMU@mhlw.go.jp まで連絡すること。本年度内に実施する研修に限り、同研修修了をもって、１．（２）の申告ができるものとする。この際、申告の際の備考欄への記載内容は研修時に伝えること。	（７）　（削除）

（参考：改正後全文）

１．薬剤師が修了すべき研修について

（１）「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和元年７月 31 日付け医政発 0731 第７号。以下「指針」という。）を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師及び要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとする薬剤師が修了すべき研修は、公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関する e-ラーニング」とすること。なお、公益財団法人日本薬剤師研修センターは、研修修了者名簿を適宜まとめて厚生労働省へ提供すること。

（２）本研修を修了し、緊急避妊薬のオンライン診療に伴う調剤（以下単に「調剤」という。）及び要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売（以下単に「販売」という。）を希望する薬剤師については、薬局の管理者（店舗販売業の店舗の場合は店舗管理者）の許可を得た上で、報告用ウェブサイトを介して、厚生労働省へその旨及びその他必要な情報を申告することとするほか、所属等の変更の際も同様の対応を行うこと。

（報告先）

調剤：https://forms.office.com/r/ULzXP56Fgh

販売：https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHImkUmY-IdwQvXJs2-zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTEFCRFVKM1M4S1lCOEtNQ0lRV0xMViQlQCN0PWcu

（３）「緊急避妊薬のスイッチ OTC 化に係る環境整備のための調査事業」の研究計画第Ⅱ期（令和６年９月 25 日以降）へ協力し、販売に携わっていた薬剤師が、引き続き調剤及び販売を希望する場合は、改めて、１．（１）の研修を修了する必要はないが、１．（２）の申告は行うこと。この際、研修修了番号には別途通知された番号を記載すること。

（４）厚生労働省は、１．（２）の申告内容を踏まえ、患者・需要者が緊急避妊薬の調剤及び販売を受ける薬局・店舗販売業の店舗を選択するに当たって必要な情報を厚生労働省のホームページにおいて公表する。

（掲載先）

厚生労働省ホームページ「緊急避妊薬の調剤・販売について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html

２．指針を踏まえ緊急避妊薬を調剤する薬局について

（１）指針に基づき調剤等を行うために、緊急避妊薬の備蓄、プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できるような体制を整備すること。
（２）指針に基づき薬局で調剤等を行う場合は、１．（４）で公表された薬剤師が対応すること。
（３）緊急避妊薬の調剤が重なったこと等により一時的に備蓄がなくなった場合は、速やかに卸に発注するなど在庫の補充を行うとともに、その間にあった緊急避妊薬の調剤の求めに対しては近隣の薬局と連携して対応するなど適切に対応すること。
（４）地域の産婦人科医や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下、「ワンストップ支援センター」という。）の連絡先を把握し、必要に応じて患者に紹介を行うこと。
（５）患者への説明を行う際には、厚生労働省ホームページに掲載している情報提供書等を活用すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html

３．要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売する薬局及び店舗販売業の店舗並びに販売する薬剤師について
（１）要指導医薬品たる緊急避妊薬を製造販売しようとする製造販売業者（以下、「製造販売業者」という。）は、販売しようとする薬局及び店舗販売業の店舗について、以下の①から③の要件を全て満たしていることを確認した上で要指導医薬品たる緊急避妊薬を卸すこととし、承認条件で付された事項の確実な履行を確保すること。
① １．（１）の研修を修了した薬剤師が勤務していること
② プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できるような体制を整備していること
③ 近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること
（２）要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとする薬局及び店舗販売業の店舗は、要指導医薬品たる緊急避妊薬を適正に備蓄すること。
（３）薬局・店舗販売業の店舗において要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売する際は、１．（１）の研修を修了した薬剤師が対応するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第１号）第 14 条第３項及び第４項に基づき、必要な情報を記録及び保存すること。
（４）需要者からの聴取内容を踏まえ、性犯罪被害等のおそれがあり、社会的

支援の観点からワンストップ支援センター等の関係機関と連携すべきと薬剤師が判断した場合には、需要者の同意を得た上で、ワンストップ支援センター等の関係機関を紹介することが望ましいが、同意を得ることができない場合には、必要な連絡先を整理したリーフレット等を提供すること。また、性犯罪の証拠保全の必要がある場合には、需要者にも相談した上で、産婦人科を紹介するとともに警察等にも相談すること。なお、薬剤師のみでの対応が困難な場合に備えるため、販売する地域のワンストップ支援センター等、関係機関の情報を予め把握しておくこと。

（５）性交同意年齢（16 歳）未満の者及び短期間で繰り返し購入を行う者（目安としては３か月に２回以上）については、避妊指導等の観点から産婦人科や小児科へ受診勧奨を行うとともに、18 歳未満の者であって虐待が疑われる場合には児童相談所へ通告を行うこと。

（６）購入者が需要者本人であること及びその年齢の確認については、可能な限り行うことが望ましいが、各種証明書等による確認は必ずしも必須とはしないこと。ただし、確認できない場合には、３．（４）及び３．（５）に適切に対応できるよう、より丁寧な服薬指導を心がけること。

（７）面前服用等に関して、製造販売後調査の中で状況等の調査を実施することとしており、販売する薬剤師は製造販売業者の当該調査に積極的に協力すること。

４．その他

（１）１．（４）で公表する薬局等の一覧の情報については、オンライン診療を行う医師及び緊急避妊薬の処方・調剤・購入を求める方が、対応可能な薬局・店舗販売業の店舗を予め確認する際に使用することが想定されるため、薬局・店舗販売業の店舗の対応状況と一致させる必要があることを十分に認識し、緊急避妊薬を調剤・販売する薬局・店舗販売業の店舗の管理者におかれては、研修修了者の異動・退職等により、薬剤師等の一覧に掲載されている情報に変更が生じている場合には、１．（２）に基づき速やかにその旨を申告するように薬剤師に促すこと。

（２）要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売する際に薬剤師は、本剤による避妊成否を確認するため、服用３週間後を目途に産婦人科受診又は妊娠検査薬を実施するよう入念的に需要者に説明するとともに、必要に応じて、緊急避妊薬購入時に併せて妊娠検査薬の購入を促すこと。併せて、製造販売業者は、需要者が産婦人科を受診した際の情報提供等に活用できるよう、購入薬局等の情報が記載できる服用者用の携帯カードを作成し薬局等に配布

する等の措置を講じること。

（３）要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売する際は、服用後等の連携医療機関等からの照会に備え、販売時に使用したチェックシート（製造販売業者が本剤の適正使用のために作成し、販売に際して薬剤師が需要者への販売適格性確認に利用するもの）を需要者から受け取り（複数枚ある場合は全て)、３．（３）の記録と合わせ、販売から２年間、薬局等において保存すること。

（４）１．（２）により申告された情報については、厚生労働省から製造販売業者及び薬事監視の観点から関係都道府県に共有され、利用される可能性があること。

（５）避妊指導等の紹介先としては、地域の実情に応じて、地域の助産院等も含め、必要な紹介先を検討すること。